

宮崎県北部広域行政事務組合事務局設置条例

(平成7年2月21日条例第3号)

(設 置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第7項の規定に基づき、宮崎県北部広域行政事務組合（以下「組合」という。）の理事会の権限に属する事務を処理させるため、組合に事務局を置く。

(委 任)

第2条 事務局の組織その他必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。